

令和2年8月7日

各社会福祉施設・事業所 代表者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージの発出及びお盆期間中の
高齢者施設等における感染拡大防止の徹底について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉施策に各段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、社会福祉施設等においては、感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続
いただいております。大変感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、現在県内の新規陽性患者数は
高い水準で推移しており、県では7月17日に神奈川警戒アラートを発出しました。

また、8月1日には、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」及び「新型コロナウ
イルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応」についても改定するなど、継
続した感染防止対策の徹底をお願いしてきてきたところです。

このたび、移動者の増加するお盆の時期に合わせ、本日「新型コロナウイルス感染症対
策の神奈川県対処方針」を改訂するとともに、知事メッセージを発出しました。

社会福祉施設等においても、例年、利用者の外出、面会等が行われる時期ではありま
すが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況から、見合わせを検討いただいている
施設も多いと承知しております。

引き続き、以下の感染拡大防止の取組を徹底していただくようお願いいたします。

1 利用者の外出、面会等について

(1) 外出

不要不急の外出は可能な限り控え、必要な外出を実施する場合は、「三つの密の回避」
「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基
本的な感染拡大防止対策の継続をお願いします。

(2) 面会

面会は引き続き、緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限してください。面会
を制限している場合においても、オンライン面会やガラス越しの面会などの工夫をし、
交流が図られるようお願いいたします。

2 職員及び関係者にご留意いただく事項

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和2年8月7日最終改定）、
「知事メッセージ」及び8月1日に改定した「社会福祉施設等における感染拡大防止対
策」、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応」でお示

ししているとおりに、感染防止対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容を職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話(045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4843)